

満期 を過ぎた 郵便貯金 や 簡易生命保険 はありませんか。

平成19年10月1日(郵政民営化)より前に
郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、
定期郵便貯金、積立郵便貯金は、
法律の規定により、**満期後20年2か月経つと
お客様の権利が消滅し、払い戻しが
受けられなくなります。**

払い戻しのお手続きはお早めをお願いいたします。
また簡易生命保険の満期日も、お確かめください。



ご家族にもご確認ください。

【お問い合わせ先】

郵便貯金 郵便局の窓口、ゆうちょ銀行店舗
または ゆうちょコールセンター (0120-108420)

簡易生命保険 郵便局の窓口
または かんぽコールセンター (0120-552-950)

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 電話 03-5472-7101